

日本バイオ炭普及会(Japan Biochar Association)

バイオ炭品質部門 規則

第1条 (名称)

本部門は日本バイオ炭普及会(Japan Biochar Association 略称 JBA)バイオ炭品質部門(以下、品質部門という)と称する。

第2条 (事務局)

品質部門の事務局は〒567-0041 大阪府茨木市下穂積 2 丁目 8-13-211 に置く。

第3条 (目的)

- (1) バイオ炭の品質の研究と認定
- (2) バイオ炭の品質の測定と、その証明書の発行

第4条 (事業)

- (1) 各種バイオ炭の品質証明書の発行
- (2) その他

第5条 (品質部門員)

- (1) 品質部門員は日本バイオ炭普及会会長が指名するものとする。
- (2) 原則として日本バイオ炭普及会の①個人会員、②法人・団体会員、もしくは ③名誉会員かその関係者でなければならない。

第6条 (役員)

本品質部門に次の役員を置く。

- (1) 品質部門長 (1名)
日本バイオ炭普及会会長が指名し、品質部門を代表して業務を統括する。
- (2) 副部門長 (若干名)
日本バイオ炭普及会会長が指名する。部門長を補佐し、部門長に事故ある時は、その職務を代行する。

第7条 (規則の変更)

本品質部門の規則の改定は、品質部門役員および日本バイオ炭普及会会長・副会長・事務局長の議を経て行われる。

第8条（品質証明書発行手数料）

品質部門長は、品質証明書の発行に際し、次の区分により別途細則に定める金額を発行依頼者より徴収するものとする。

品質証明対象バイオ炭数量区分

- A 10 t 以下または 50 m³ 以下
- B 50 t 以下または 250 m³ 以下
- C 100 t 以下または 500 m³ 以下

附則

本規則は、2021年1月1日から施行する。